

## 愛知県立芸術大学公的研究費の不正防止計画

### 趣旨

平成19年2月15日付け文部科学大臣決定の研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）第3節で不正防止計画の策定・実施が要請されている。本学においても実効性のある計画を策定し、優先的に取り組むべき事項を中心に定期的な見直しを行い、そのつど関係者に対して周知をはかる必要がある。あわせて不正防止計画の進捗状況について確認を行うものとする。

### 1 公的研究費の不正防止に向けた管理運営体制の整備

平成19年9月から、公的研究費の不正防止に向けた管理・運営体制を整備し、不正防止計画を策定し、公的研究費の不正防止に努める。

### 2 不正防止対策

#### (1) 物品確認の明確化

本学に納入されるすべての物品検収は、基本的に管理課職員が実施する。なお、科学研究費助成事業直接経費など教員発注で、納入業者（宅配便、夜間、緊急時など）が直接教員へ納品する場合には、管理課の事務担当者による検収を実施する。

#### (2) 旅費の事実確認

研究打合せ等の用務である場合は、出張報告書に打合せの相手方の所属・氏名を記述する。学会出席等の用務である場合は、大会要旨や当日配布される資料の一部を添付する。また無作為抽出による事実確認を不定期に実施する。

#### (3) 謝金の事実確認

従事者本人が、業務終了後、出勤表を芸術情報課の事務担当者に提出することとし、業務内容等について従事者本人から直接、事実を確認する。また勤務状況の事実確認を不定期に実施する。

#### (4) 内部監査体制の強化

法人本部の監査制度に基づき、法人本部主導のもと内部監査を行い、監事はその改善、指導にあたる。

#### (5) 通報を受け入れる体制の整備（通報の窓口の設置）

公的研究費の不正使用に関する通報については、公益通報者保護法を踏まえ、外部性、基本的人権の保護を担保できる通報の窓口を以下のとおり設置し、学内外に周知する。また、通報を受けたものは、速やかに最高管理責任

者である学長に通報する。

○通報（告発）の窓口

愛知県公立大学法人監事 弁護士 加藤 茂

（加藤茂法律事務所：052-732-7821）

愛知県公立大学法人監事 税理士 加藤 純利

（加藤税理士事務所：0574-63-3211）

（6）不正防止計画推進部署の設置

研究機関全体の観点から不正防止計画の推進を担当する部署を以下のとおり設置する。

○不正防止計画推進部署

学務部 芸術情報課

（7）教職員の遵守事項の徹底を図る（事務処理等の相談窓口の設置）

学内諸規定や各競争的資金に関連する諸規定について講習会を開催するなど、以下のとおり相談窓口を設置し、問題箇所の特定制と改善を行うためのコンプライアンス・プログラムを実施する。

○事務処理等の相談窓口

学務部 芸術情報課

（8）不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針

不正な取引に関与した業者については、法人本部が規定する「愛知県公立大学法人の契約にかかる取引停止の取り扱い要領」により処分を行う。

附 則

この計画は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成22年9月22日から施行する。

附 則

この計画は、平成23年4月28日から施行する。